

第113号議案

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表64の5の項第1号ア(ア)中「この項」を「この号から第5号まで」に改め、同号ア(ア)a中「この号から第5号まで」を「この項」に改め、同項第5号中「この項」を「この号」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 法第29条第1項の規定に基づく建築物  
エネルギー消費性能向上計画（以下この  
号から第8号までにおいて「計画」とい  
う。）の認定（以下この号及び第8号に  
おいて「計画の認定」という。）を受け  
ようとする者

ア 申請建築物（法第29条第3項に規定  
する申請建築物をいう。以下この号に  
おいて同じ。）について計画の認定を  
受ける場合

(ア) 計画の認定を受けようとする建築  
物が非住宅建築物（省令第1条第1  
項第1号に規定する非住宅建築物を  
いう。以下この号、次号及び第9号  
において同じ。）、共同住宅等（共  
同住宅、長屋その他の一戸建ての住  
宅以外の住宅で非住宅部分（法第11  
条第1項に規定する非住宅部分をい

非住宅建築物  
又は複合建築  
物（非住宅部  
分に限って計  
画の認定を受  
けようとする  
場 合 に 限  
る。）にあっ

う。以下この号、次号及び第9号において同じ。)を有しないものをいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この号、次号及び第9号において同じ。)である場合

てはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。)にあつてはcに規定する手数料の額、複合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあつてはa又はb及びcに規定する区分に応

<p>a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>224,000円</p> <p>（非住宅誘導基準適合証（法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第9号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合</p>
--	--

	を含む。)に 掲げる基準に 適合している ことを示す書 類をいう。以 下この号及び 次号において 同じ。)の提 出がある場合 にあっては、 10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	357,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあっては 、26,000 円)
(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	509,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあっては 、78,000 円)
(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000	627,000円 (非住宅誘導

平方メートル未満のもの

基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、124,000  
円)

(e) 非住宅部分の床面積の合計が  
10,000平方メートル以上25,000  
平方メートル未満のもの

729,000円  
(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、153,000  
円)

(f) 非住宅部分の床面積の合計が  
25,000平方メートル以上のもの

831,000円  
(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、192,000  
円)

b 当該建築物の非住宅部分につい  
て省令第10条第1号イ(2)及び同号  
ロ(2)の基準(次号において「誘導  
モデル建物法基準」という。)を  
用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が  
300平方メートル未満のもの

86,000円(非  
住宅誘導基準  
適合証の提出

	がある場合に あっては、 10,000円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	142,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、26,000 円)
(c) 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの	229,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、78,000 円)
(d) 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの	299,000円 (非住宅誘導 基準適合証の 提出がある場 合にあつて は、124,000 円)
(e) 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000 平方メートル未満のもの	353,000円 (非住宅誘導 基準適合証の

	<p>提出がある場合にあっては、153,000円)</p>
<p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>415,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)</p>
<p>c 当該建築物の住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。第9号において同じ。)(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分。以下この号及び次号において同じ。)について評価を行う場合</p>	
<p>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>67,000円(住宅誘導基準適合証等(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅</p>

性能評価機関  
(第9号において「登録住宅性能評価機関」という。)が作成した法第30条第1項各号(法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、  
10,000円)

(b) 住宅部分の床面積の合計が  
300平方メートル以上2,000平方

114,000円  
(住宅誘導基

<p>メートル未満のもの</p>	<p>準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円)</p>
<p>(c) 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>193,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)</p>
<p>(d) 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>268,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)</p>
<p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅(非住宅部分を有しないものに限る。以下この号、次号及び第9号において同じ。)の場合</p> <p>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>34,000円(住宅誘導基準適合証等の提出</p>

<p>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの</p>	<p>がある場合にあっては、5,000円) 37,000円(住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円)</p>
<p>イ 他の建築物(法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を計画に記載する場合</p>	<p>当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アのイ又は(イ)に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額</p>
<p>(7) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この号及び次号において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者</p>	
<p>ア 計画に記載されている建築物につい</p>	<p>当該変更する</p>

て変更する場合（ウの場合を除く。）

建築物一棟ごとに、ア又はイに規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額

ア 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けよ

<p>a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>(a) 非住宅部分の計画の変更に係</p>	<p>うとする場合に 限る。)に あってはcに 規定する手数 料の額、複合 建築物(非住 宅部分に限っ て計画の変更 の認定を受け ようとする場 合及び住戸の 部分に限って 計画の変更の 認定を受けよ うとする場合 を除く。)に あってはa又 はb及びcに 規定する区分 に応じ、それ ぞれ当該手数 料を合算した 額</p> <p>224,000円</p>
--	--

る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの

(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(c) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

(d) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、10,000円）

357,000円  
（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、26,000円）

509,000円  
（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合には、78,000円）

627,000円  
（非住宅誘導基準適合証の提出がある場

	合にあっては、124,000円)
(e) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	729,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、153,000円)
(f) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	831,000円 (非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
(b) 非住宅部分の計画の変更に係	142,000円

る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、26,000  
円)

(c) 非住宅部分の計画の変更に係 229,000円

る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、78,000  
円)

(d) 非住宅部分の計画の変更に係 299,000円

る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、124,000  
円)

(e) 非住宅部分の計画の変更に係 353,000円

る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、153,000  
円)

(f) 非住宅部分の計画の変更に係  
る部分の床面積の合計が25,000  
平方メートル以上のもの 415,000円  
(非住宅誘導  
基準適合証の  
提出がある場  
合にあって  
は、192,000  
円)

c 当該建築物の住宅部分について  
評価を行う場合

(a) 住宅部分の計画の変更に係  
る部分の床面積の合計が300平方  
メートル未満のもの 67,000円(住  
宅誘導基準適  
合証等の提出  
がある場合に  
あっては、  
10,000円)

(b) 住宅部分の計画の変更に係  
る部分の床面積の合計が300平方  
メートル以上2,000平方メート  
ル未満のもの 114,000円  
(住宅誘導基  
準適合証等の  
提出がある場  
合にあって  
は、20,000  
円)

(c) 住宅部分の計画の変更に係  
る部分の床面積の合計が2,000平  
方メートル以上5,000平方メー  
トル未満のもの 193,000円  
(住宅誘導基  
準適合証等の  
提出がある場  
合にあって

	は、45,000円)
(d) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	268,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円 (住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円)
イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合 (ウの場合を除く。)	当該追加する建築物一棟ごとに、(6)のアのイ又はイに

ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合

規定する区分  
に応じ当該区  
分に定める額  
を、当該追加  
する全ての建  
築物について  
合算した額  
当該変更する  
全ての建築物  
についてアの  
規定により算  
出した額及び  
当該追加する  
全ての建築物  
についてイの  
規定により算  
出した額を合  
算した額

別表64の5の項第9号ア(ウ)及び(エ)中「この項」を「この号」に改める。

#### 附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。